

災害発生から支給までの事務の流れ(一般事案)

災害発生

- 公務又は通勤の災害かを判断
- 常勤職員に準ずる非常勤職員と思われる場合には、地方公務員災害補償基金福島支部に確認のうえ、その結果において報告書を作成

<常勤職員に準ずる非常勤職員とは>

常時勤務に服することを要する者について定めている勤務時間以上勤務した日が18日以上又は職員みなし日数(*)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者
(*)1月間の日数(地方公共団体の休日を除く。)が20日未満の場合は、18日から20日と当該日数との差に該当する日数を減じた日数
(例)1月間の日数が18日の場合、職員みなし日数は $18-(20-18)=16$ 日となる。

災害発生報告書を福島県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)へ資料を添えて提出

- 添付資料(災害発生報告書添付書類一覧表のとおり。)
- 資料不足の場合には当該団体へ追加資料の提出依頼
- 審査・認定

認定の通知(当該団体長・本人あて)

- 「非常勤職員の公務(通勤)災害の認定について(通知)」～当該団体長あて
- 「非常勤職員公務災害補償等公務(通勤)災害補償通知書」～本人あて
- 「補償の内容」の送付

療養補償請求書等を組合へ提出(治癒・症状固定するまで)

- 請求書は原則として月ごとに作成
- 病院分、薬局分等がある場合は一緒に提出
- 治癒した場合は「療養の終了(治癒)報告書」を提出

療養補償請求書等の審査

療養補償等の決定通知(当該団体長・本人あて)

- 「療養補償等の決定について(通知)」～当該団体長あて
- 「非常勤職員公務災害補償等療養補償決定通知書」～本人あて
- 「非常勤職員公務災害補償等休業補償休業援護金決定通知書」～本人あて(該当時)

治癒の通知および療養補償終了の通知(当該団体長・本人・病院あて)

- 「公務災害による傷病の治ゆについて(通知)」～当該団体長あて
- 「傷病の治ゆについて(通知)」～本人あて
- 「療養補償の終了について(通知)」～病院あて

補償費等の支給

- 受領委任の場合は医療機関等へ直接送金(口座振込通知書送付)
- 移送費、休業補償等は本人の口座へ送金(口座振込通知書送付)
- 支給時期は月の中旬及び下旬の2回

災害発生から1年6カ月経過時の場合

療養の現状報告書を主治医の傷病の程度診断書を添えて組合へ提出

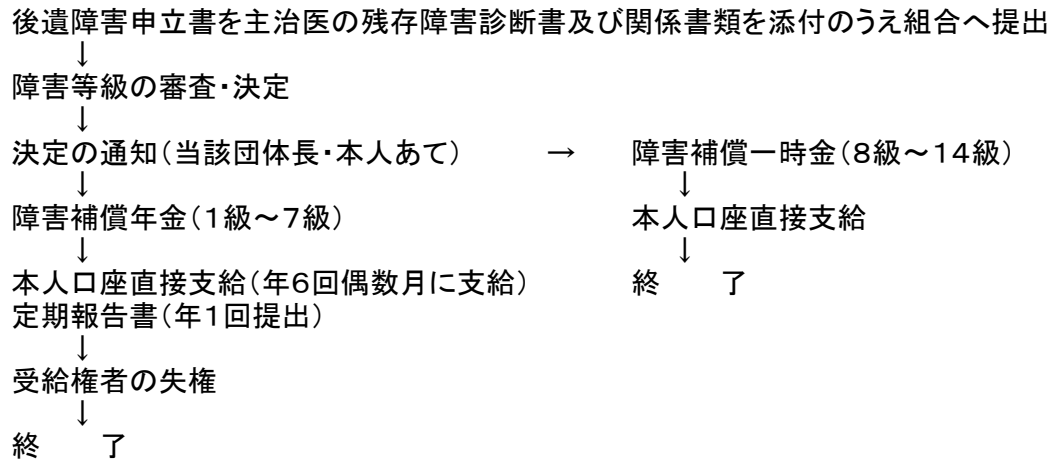
↓
審査・決定(傷病等級1級～3級→傷病補償年金)

↓
決定の通知(当該団体長・本人あて)

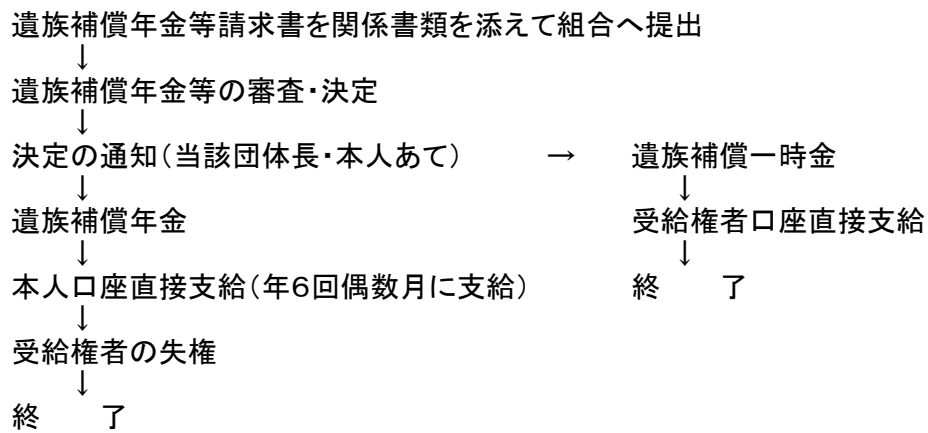
↓
本人口座直接支給(年6回偶数月に支給)

↓
治癒又は症状固定まで療養の継続

後遺障害がある場合



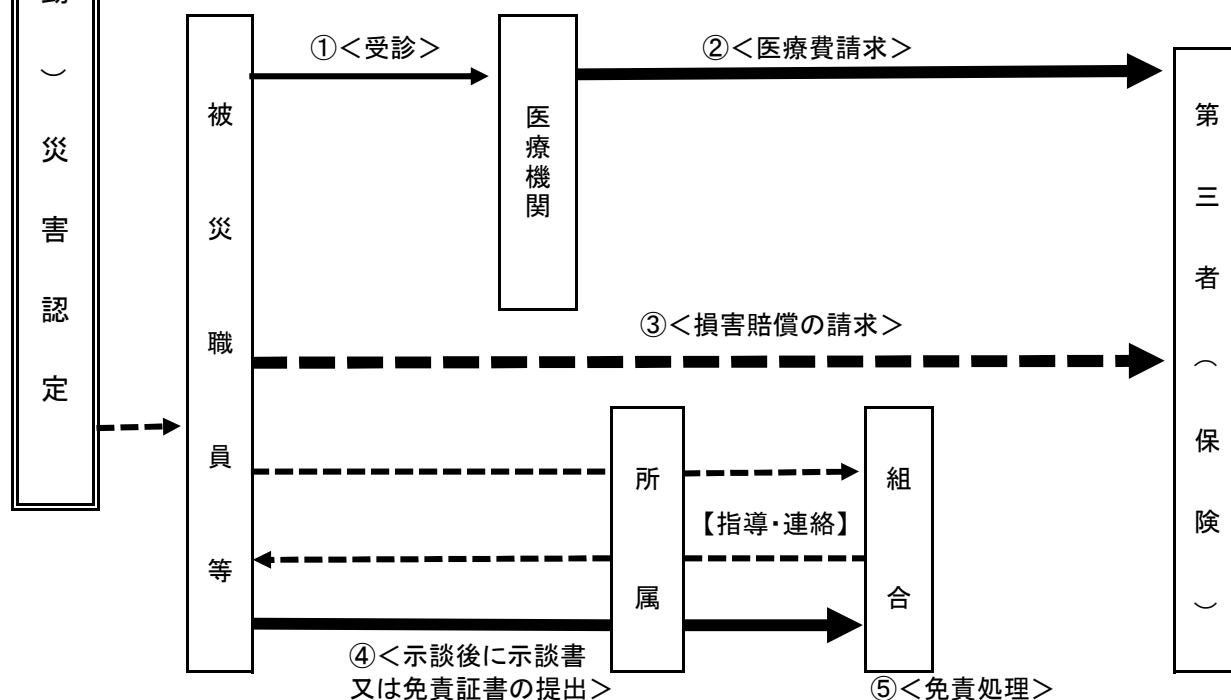
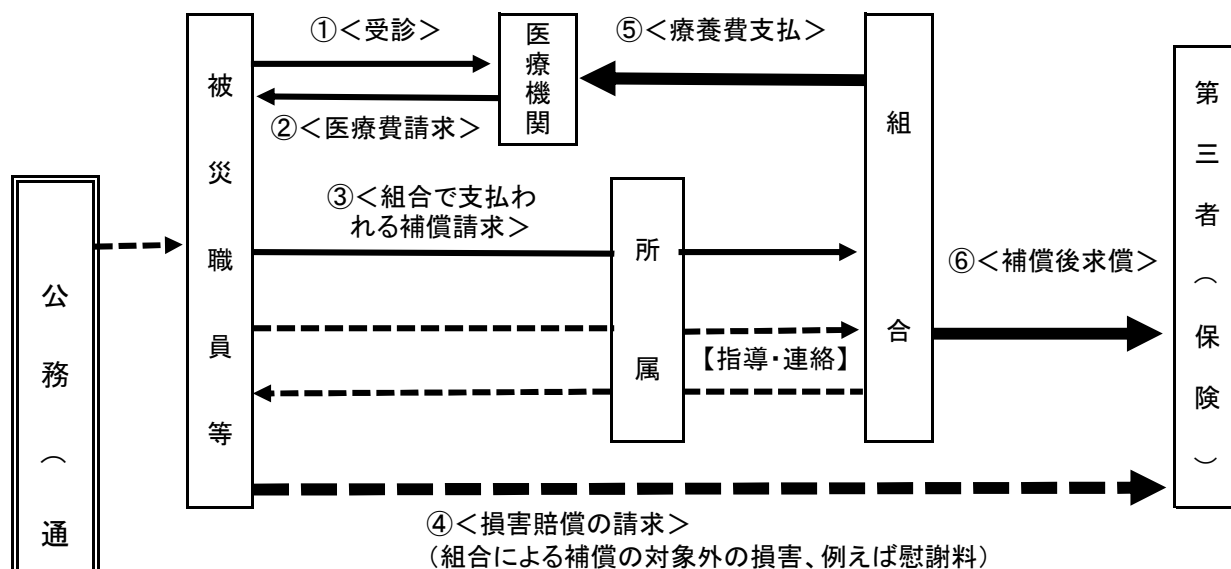
死亡した場合



事務の流れ(第三者加害事案)

補償先行と示談(賠償)先行の手続きの違い

補償先行



示談(賠償)先行

組合では、特別な事情がない限り、相手方からの損害賠償を先に受けること「示談(賠償)先行」を原則としています。